

# 茨木市立耳原小学校 PTA 規約

## 【 第一章 名 称 】

第一条 本会は、茨木市立耳原小学校 PTA と称し、事務所を茨木市立耳原小学校内に置く。

## 【 第二章 目 的 】

第二条 本会は、保護者と教職員が協力して、学校と家庭・地域社会の連携を密にし、健全な児童の成長を図り、民主教育の発展を図ることを目的とする。

## 【 第三章 方 針 】

第三条 本会は、前条の目的を遂行する為に次の方針で活動する。

- ① 本会は、政治的・宗教的・営利的色彩をもつものではなく、主体性をもって、他のいかなる団体等の干渉も受けない。
- ② 本会は、目的を果たすため、目的を同じくする他の団体と提携し、協力することが出来る。
- ③ 本会は、学校の教育活動を助ける為に協力するが、学校の管理運営や教職員の人事には干渉しない。

## 【 第四章 会 員 】

第四条 (一) 本会の会員は、学校に在籍する児童の保護者と、学校に勤務する教職員とする。

(二) 会員は、全ての平等の権利・義務を持つ。

(三) 校長は、各種の会合に出席して意見を述べる事が出来る。

(四) 会員は、役員または、委員を一年以上の経験を負わなければならない。

(五) PTA会員ポイント制度は次の通りとする。

- ① 一人の児童につき六年間で十二ポイント以上の獲得をする。ただし、双子以上の場合又は転入生の保護者は、この限りではない。
- ② ポイントは、オーバーしても他の児童に、移行することはできない。
- ③ ポイント内訳は下記による。

ア.執行部、会長、副会長、市P役員・・・十二ポイント (年間)

イ.執行部、会計、書記・・・・・・・・・・ 八ポイント (年間)

ウ.執行部、会計監査・・・・・・・・・・ 六ポイント (年間)

エ.学級委員長、副委員長・・・・・・・・ 六ポイント (年間)

オ.広報委員長、副委員長・・・・・・・・ 六ポイント (年間)

カ.文化保健委員長、副委員長・・・・ 六ポイント (年間)

キ.放課後子ども支援実行委員・・・・ 六ポイント (年間)

ク.地区補導委員長、ブロック長・・・・ 六ポイント (年間)

ケ.青健協役員・・・・・・・・・・ 六ポイント (年間)

コ.指名委員長、副委員長・・・・・・ 六ポイント (年間)

ス.学級委員学年長・・・・・・・・・・ 五ポイント (年間)

シ.上記以外の委員・・・・・・・・・・ 四ポイント (年間)

ス.執行部より募集のかかった行事・・・・ 一ポイント (一人、一回毎、代理人認める。)

\*ふるさと祭り、ふれあい広場、年度末掃除の参加者 (応募定数有り)

\*総会、参観日後の講演会の出席者、保健委員会の講演出席者 (応募定数有り)

- ④ 平成二十四年度規約改正時に伴う在校生保護者に対してのポイント規定は、下記の通りとする。
- ア. 五年生・・・・・・四ポイント以上
  - イ. 四年生・・・・・・六ポイント以上
  - ウ. 三年生・・・・・・八ポイント以上
  - エ. 二年生・・・・・・十ポイント以上

## 【 第五章 会 計 】

第五条 本会の経費は、会費・自発的な寄付金及びその他の収入によって支弁する。

第六条 会費は、一口月額 百五十円とし、年二期に分けて納める。

第七条 本会の資産は、第二章の目的達成の為意外には使用してはならない。

第八条 総会の議決を経て特別会計を設けることが出来る。

第九条 本会の会計年度は、四月一日 ～ 翌年 三月三十一日までとする。

## 【 第六章 役員構成 】

第十条 (一) 本会の役員は次の通りとする。

- ①会 長 一名 保護者
- ②副会長 二名 保護者
- ③書 記 二名 保護者・教職員
- ④会 計 二名 保護者・教職員
- ⑤会計監査 若干名 保護者

(二) 役員の任期は一年とする。但し、兼任は認めないが再選は妨げない。

(三) 役員の同一役職の任期は三年と限定する。

(四) 役員に欠員を生じた場合は総会にはかり、補充する。

## 【 第七章 役員任務 】

第十一条 役員任務は次の通りである。

- ① 会長は、本会の代表者であって会務を統括し、全ての集会を召集し、指名委員会を除く他の委員会の委員長・委員を委嘱し、かつ総会の決議事項について執行の責任を負う。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、代理を務める。
- ③ 書記は、総会その他重要な集会の議事及び全般の活動状況を記録保管し、各種会合の開催通知をする。
- ④ 会計は、本会の予算案を作り、全ての金銭の収入・支出を正確に記録し総会の都度報告し、年度末総会において、会計監査を経た決算を報告する。
- ⑤ 会計監査は、その年度の会計を監査し、その結果を年度末に報告する。

## 【 第八章 役員選挙 】

第十二条 役員選挙及び就任は次の通り行う

- ① 役員候補者の選出は、役員候補者指名委員会（以下「指名委員会」という）で行う。
- ② 指名委員会の構成は、次の通りとし、十二月に構成する。
  - イ 執行部より 三名以上互選
  - ロ 教職員より 二名以上互選
  - ハ 運営委員会より各委員 三名以上互選

- ③ 指名委員の選出については、執行部は会長及び副会長以外、各委員会においては委員長及び副委員長以外からの選出とし、各委員においてその選出方法を決定し選出する。
- ④ 指名委員会は、互選により委員長、副委員長を決定する。
- ⑤ 指名委員会は、役員候補者を選考し、選挙の七日以前に全会員に通知しなければならない。
- ⑥ 役員は年度末総会において選出され、四月一日に就任する。
- ⑦ 指名委員会は、役員の就任と同時に消滅する。
- ⑧ 役員候補者の指名は、その指名を発表する前に被指名者の同意を得なければならない。  
本人の承諾を得て推薦する事ができる。但し、この場合は選挙総会の二日以前に文書を持って指名委員会に届け出なければならない。

第十三条 公職選挙法により選挙された公職者は、役員にはなれない。

## 【 第九章 総 会 】

第十四条 総会は、本会の最高議決機関である。

第十五条 総会は、会員の過半数（委任状を含む）の出席がなければ無効とする。

第十六条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は新会計年度開始以後二ヶ月以内に一回召集しなければならない。臨時総会は、会長が必要と認めた時、又は会員の五分の一以上の要求があった時に随時開く事が出来る。

第十七条 次の事項は、総会において審議し、承認を受けなければならない。

- ① 役員の選出
- ② 規約の改正
- ③ 予算案及び活動計画
- ④ 会務及び決算報告
- ⑤ その他重要な事項

## 【 第十章 委員総会・運営委員会 】

第十八条 会長が必要と認めた場合は委員総会を開く事が出来る。

第十九条 委員総会は、役員・各種委員によって構成、年度計画、調整、児童の郊外における生活の補導強化その他の事項について審議する。

第二十条 運営委員会は、本会の役員（会計監査は票決に加わらない）委員会の委員長・副委員長・校長・教頭によって構成される。

第二十一条 運営委員会の任務は、次の通りである。

- ① 各種委員会によって立案された活動計画を審議・検討する。
- ② 総会に提出する報告書、議案、予算案、決算書を作成する。
- ③ 内規の制定改廃
- ④ 第三条第②号による新たに連携協力する団体の承認。
- ⑤ 必要のある場合には、特別委員会を設ける事が出来る。
- ⑥ その他会員による委任された会務を処理する。

第二十二条 運営委員会の例会は毎月一回開くことを原則とする。

【 第十一章 各種委員会 】

第二十三条 本会には次の委員会を設ける。

- ① 学級委員会・・・・・・・・・・学級の学習環境整備に努め学級内会員の諸活動の計画立案にあたる。  
構成は前年度委員より委員長一名。副委員長は新年度委員より二名選出。  
委員数は各学年の学級数以上とする。
  - ② 地区補導委員会・・・・・・・・二条・第三条の定めに沿って、地区内の具体的な問題を討議できる様、  
取り計らうと共に、環境浄化運動に積極的に取り組み、児童の生活補導  
の強化を図る。  
構成は委員長一名、ブロック毎に長を一名とし、登校班人数により委員  
人数は変動する。
  - ③ 文化・保健委員会・・・・・・・・会員の教養を高めると共に、保健厚生に努める。  
構成は前年度委員より委員長一名。副委員長は委員長が二名を指名。  
委員数は各学年二名とし総勢十五名とする。
  - ④ 広報委員会・・・・・・・・機関誌を発行し、広く会員に会の活動を知らせ、又意見の交換に  
努める。  
構成は前年度委員より委員長一名とし各学年三名とする。総勢十八名。
  - ⑤ 放課後子供教室支援委員会・・放課後子供教室活動に協力し、児童の安全確保に努める。  
構成は書記及び会計各二名。委員は各学年三名とする。総勢二十二名。
  - ⑥ 前③～⑤号の委員会を専門部会と称し、各委員会の委員の数は、運営委員会において各学年単位の  
相当数を決定し、選出する。
  - ⑦ 本条に定める委員会の委員の他に、PTA 主催又は共催の各行事の補助をする為に行事委員を設ける。
- 第二十四条 各種委員会及び特別委員会の活動計画は、全て運営委員会にはからなければならない。

【 第十二章 慶 弔 】

第二十五条 慶弔は以下の通りとする。

- ① 慶弔は、現役PTA会員、教職員、本校在校児童とする。  
イ. 死亡時に、弔慰金 五千元とする。
- ② 慶弔は、PTA会長に各自が報告しなければならない。  
イ. 慶弔費支出専用用紙に記入し、会計に届出しなければならない。
- ③ あいこう会会員の慶弔については、敬意を払い交際費より弔慰金 五千元とする。

【 第十三章 改 正 】

第二十六条 本規約は、総会において出席者の四分の三以上の賛成により改正することが出来る。

付 則

本規約は、昭和五十四年四月一日より執行する。

昭和五十八年 三月 九日 本規約一部改正

昭和五十九年 三月 十四日 本規約一部改正

昭和六十一年 三月 十二日 本規約一部改正

平成 三年 三月 八日 本規約一部改正

平成 六年 五月二十三日 本規約一部改正

平成 七年 三月 一日 本規約一部改正

平成 九年 三月 五日 本規約一部改正

平成	十一年	三月	十日	本規約一部改正
平成	十二年	三月	一日	本規約一部改正
平成	十四年	五月	十八日	本規約一部改正
平成二十一年	三月	十三日		本規約一部改正
平成二十四年	三月	十日		本規約一部改正